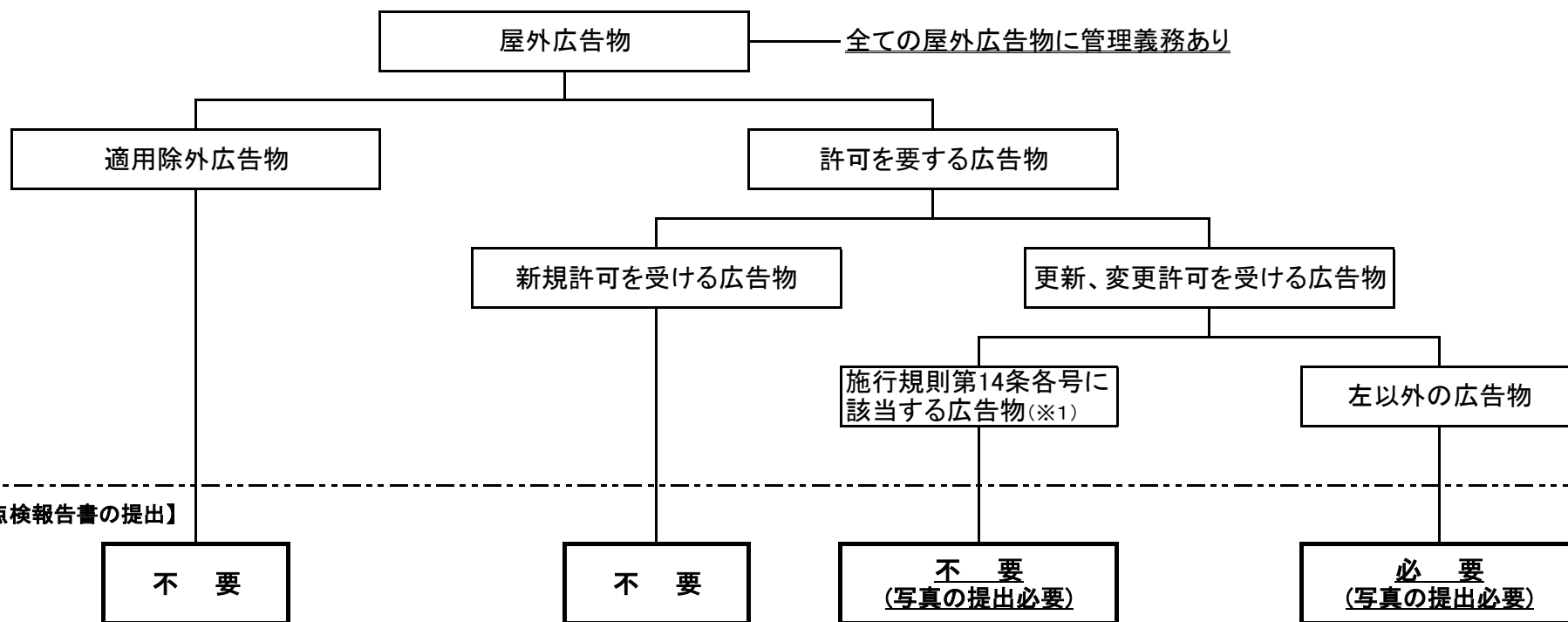


屋外広告物の点検制度について（フロー図） ※H31.10.1施行



【屋外広告物安全点検報告書の提出】

不要

不要

不要
(写真の提出必要)

必要
(写真の提出必要)

※2 点検及び作成者が書類作成

※1 施行規則第14条各号に該当する広告物

置看板、のぼり旗、はり紙、はり札、広告幕、車両・船舶に表示される広告物（ただし、車両・船舶に表示される広告物は、別の規定により、変更のみ写真の提出が不要。）

※2 点検及び作成者

以下の者が点検し、屋外広告物安全点検報告書を作成しなければなりません。

- 1 屋外広告物法に規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者(屋外広告士)
- 2 本県が行う講習会の課程を修了した者
- 3 広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とした他の都道府県、指定都市又は中核市が行う講習会の課程を修了した者
- 4 広告美術仕上げについて、職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者
- 5 業務主任者資格認定書の交付を受けた者
- 6 (一社)日本屋外広告業団体連合会又は(公社)日本サイン協会が実施する屋外広告物点検技能講習を修了した者